

## 滞納処分で差押えた自動車などを順次公売します。

市税などの滞納者のうち、納付相談、納付催告に応じない方などを対象として、自動車・軽自動車・オートバイを差押える「ミラーズロック」を実施します。

ミラーズロック措置後も完納いただけない場合は、対象の自動車などを引き揚げて期日公売やインターネット公売で売却し、滞納税に充てることになります。

### 封印毀損(きそん)罪

ミラーズロックや公示書を毀損、破損した場合は、地方税法332条(滞納処分に関する罪)などの法律により処罰されることがあります。



ミラーズロック  
実施車両

## 保育料の納付は忘れずに！

保育所の運営は、保護者に負担いただいている保育料と、国・市の負担金(保育所を利用していない方を含めた市民の税金も含む)によってまかなわれています。

保育料の納め忘れによって貴重な財源が不足すると、「保育所の健全な運営」と「よりよい保育サービスの提供」に支障をきたします。

また、保育料の滞納がある場合、市税などと同じく調査を行い、滞納処

分を行います。調査は金融機関、自動車などの動産、職場への文書での照会など多岐にわたり、滞納処分が決定すれば滞納額相当の財産を失うこととなります。

入所しているお子さんに影響がすることも想定されますので必ず納期までに納付してください。

納付できない特別な事情がある場合や口座振替の申し込みについてはお問い合わせください。

問合せ

納税係 ☎32-2219

問合せ

子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

## 医療費の一部負担金について

国民健康保険や後期高齢者医療保険制度に加入している方が、医療機関などにかかる場合に負担する一部負担金について、支払い義務を負う世帯主が災害や失業などで収入が著しく減少したときや、特別な事情で支出が著しく増加したときなどの理由で生活が困難になった場合、申請することで一部負担金の減免や徴収猶予となる場合があります。



### 減免の該当要件

- 1 災害などによる死亡・障がい者になった、または資産に重大な被害を受けたとき。
- 2 自然災害による農作物の不作・不漁などで収入が減少したとき。
- 3 事業の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき。
- 4 上記3つの事由に類する事由があるとき。
- 5 特別な事情で支出が著しく増加したとき。(国民健康保険のみ)

## 医療保険

information

問合せ

医療保険係 ☎ 32-2214

# まちの話題



イラスト・絵画展 表彰式 **2/2**

子どもたちが描いた作品展の表彰式が行われ、受賞者に賞状と記念品が贈られました。5ページの受賞作品以外にも、とてもすばらしかったです。



ニュースポーツ大会 **2/17**

フロアカーリングを楽しみました。簡単そうに見えて思ったところにコントロールするのが難しいようです。「あらら、曲っちゃったね」「そだねー」



まちなか公民館講座 健康講座 **2/19**

赤平薬局の宇戸さんがインフルエンザと風邪の予防と薬について、市立病院の渡部医師がタバコのリスクについて、わかりやすく講演されました。



東公民館講座 マジックで遊ぼう **2/20**

市内在住のマギーひろみさんが講師として登壇し、普段はタブーとされる「タネ」あかしをしながら参加者に手品のレクチャーをしてくれました。



災害時等支援協力に関する協定 **1/23**

滝川測量設計(株)と無人航空機(ドローン)による災害時等支援の協定を結びました。被災状況の確認や捜索などでの迅速な活躍が期待されます。



フォトコンテスト 審査会 **2/20**

まちづくりフォトコンテストの審査が行われました。どの作品も甲乙つけがたいすてきな写真ばかりで、審査員の皆さんが頭を悩ませていました。